

# 福岡県公報

平成27年7月28日  
第3714号

## 目次

### 告示(第649号-第655号)

- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 1
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) ..... 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 4
- 自衛官の募集 (市町村支援課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 7
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) ..... 7
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) ..... 7
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧 (廃棄物対策課) ..... 8
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) ..... 8
- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出(市町村施行) (都市計画課) ..... 9

## 告示

### 福岡県告示第649号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関  
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

#### (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	27年9月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所(西別館)	うきは市
	27年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所(西別館)	
	27年9月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	
	27年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	
	27年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	
	27年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民センター	
	27年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流センター	大木町
	27年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流センター	
		27年9月11日から 27年11月10日まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く)	27年9月11日から 27年11月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

。)、分銅及びおまりの検査			
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	27年9月11日から27年11月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	うきは市大木町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおまりの検査	27年9月11日から27年12月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市大木町

**福岡県告示第650号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおまりの検査	27年9月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市二瀬公民館	飯塚市
	27年9月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市飯塚第1体育館（ロビー）	
	27年9月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	サン・アビリティーズ いいづか	
	27年10月1日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市穂波公民館	
	27年10月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市穂波公民館	
	27年10月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市筑穂支所	
	27年10月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市地方卸売市場（青果部）	
	27年10月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー	
	27年10月8日	10：00～12：00 13：00～15：00	飯塚市額田支所	
	27年10月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	鴨生町公民館	
27年10月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	夢サイトかほ		
27年10月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	夢サイトかほ		
27年10月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	夢サイトかほ		
27年10月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	碓井住民センター		
27年10月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	嘉麻市山田庁舎		
27年10月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	稲築地区公民館		
27年10月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	桂川町役場	桂川町	

	27年10月23日から 27年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、飯塚市、嘉麻市及び桂川町と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。 )、分銅及び おもりの検査	27年10月23日から 27年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
ウ ばね式指示 はかり又は電 気式はかりで 目量の数が 6,000を超え るもの、1級 のはかり及び 2級のはかり で目量の数が 2,000を超え るものの検査	27年10月23日から 27年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年10月23日から 27年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町

**福岡県告示第651号**

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。 )、分銅及び おもりの検査	27年11月4日	10:00~12:00	岡垣町中央公民館	岡垣町
		13:00~15:00	岡垣町西部公民館	
	27年11月5日	10:00~12:00	岡垣町東部公民館	水巻町
		13:00~15:00		
	27年11月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	水巻町役場別館	水巻町
	27年11月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	遠賀町役場(車庫棟1階多目的会議室)	遠賀町
27年11月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	芦屋町町民会館	芦屋町	
	27年11月13日から 27年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、遠賀郡各町と協議の上、指示する。		遠賀郡
イ ひょう量が 300kgを超え る非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。 )、分銅及び おもりの検査	27年11月13日から 27年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡
ウ ばね式指示 はかり又は電 気式はかりで 目量の数が 6,000を超え るもの、1級 のはかり及び 2級のはかり	27年11月13日から 27年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

で目量の数が 2,000を超える ものの検査			
------------------------------	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年11月13日から 27年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

**福岡県告示第652号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市二丈鹿家字七曲2294の32

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第653号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成27年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官及び自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

(1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官

ア 海上・航空自衛隊航空学生

イ 自衛隊一般曹候補生

(2) 自衛官候補生

2 募集期間

平成28年3・4月入隊（男子・女子）

平成27年8月1日から  
平成27年9月8日まで

3 受験資格

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

平成28年4月1日現在、18歳以上21歳未満の者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）

イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）

ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

(2) 自衛隊一般曹候補生及び自衛官候補生

平成28年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者

(3) 詳細は、募集要項による。

#### 4 試験期日

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

平成27年9月23日（水）

(2) 自衛隊一般曹候補生

ア 1次試験

平成27年9月18日（金）又は19日（土）のうち指定する1日

イ 2次試験

平成27年10月8日（木）から13日（火）までのうち指定する1日

(3) 自衛官候補生

ア 男子

(ア) 筆記試験

平成27年9月18日（金）又は19日（土）のうち指定する1日

(イ) 口述・身体検査

平成27年9月20日（日）から29日（火）までのうち指定する1日

イ 女子

(ア) 筆記試験

平成27年9月27日（日）

(イ) 口述・身体検査

平成27年9月27日（日）又は28日（月）のうち指定する1日

#### 5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所

飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

#### 6 試験場の位置及び名称

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

試験場	位置	名称
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地

(2) 自衛隊一般曹候補生

ア 筆記

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方4-2-1	北九州市立大学 (北方キャンパス)

飯塚	飯塚市川津680-4	九州工業大学（飯塚キャンパス）
福岡	福岡市西区元岡744	九州大学（伊都キャンパス）
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

## イ 口述・身体検査

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
飯塚	飯塚市大字津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

## (3) 自衛官候補生

ア 男子（筆記） 自衛隊一般曹候補生に同じ

イ 男子（口述・身体検査）

試験場	位置	名称
北九州	遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1	航空自衛隊芦屋基地
	築上郡築上町大字西八田番地不詳	航空自衛隊築城基地
	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
飯塚	飯塚市大字津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

## ウ 女子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

## 福岡県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡直方線	宮若市福丸465番1先から 宮若市竹原296番4先まで

## 福岡県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	211号	飯塚市吉原町514番1先から 飯塚市吉原町519番1先まで

## 公 告

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市泊字カツラギ748番1、748番7から748番10まで、825番46、825番47、828番1、828番3、835番1、835番3、836番1、836番4、837番1及び837番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
直方市知古一丁目6番9号  
セトル株式会社  
代表取締役 一尾 泰嗣

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市美鈴が丘五丁目15番19、15番20及び15番23から15番29まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目15番7号  
株式会社F・ウイング  
代表取締役 坂田 清吾

**公告**

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社ショウエイ環境  
筑後市大字西牟田6352番地1  
代表取締役 松崎 榮
- 2 施設の種類及び処理能力  
汚泥、動植物性残さの発酵施設  
一日当たり 3.4t
- 3 設置場所  
筑後市大字前津字南長峯2112番1外1筆
- 4 指定地域  
(1) 八女市今福、龍ヶ原、室岡、亀甲及び蒲原のそれぞれの一部  
(2) 筑後市大字前津及び大字熊野のそれぞれの一部  
(3) 八女郡広川町大字広川の一部  
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。
- 5 縦覧の場所  
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 縦覧の期間  
平成27年7月28日から同年8月27日まで

**公告**

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ショウエイ環境  
筑後市大字西牟田6352番地1  
代表取締役 松崎 榮

## 2 施設の種類及び処理能力

木くずの破碎施設  
一日当たり 64.2t

## 3 設置場所

筑後市大字前津字南長峯2112番9

## 4 指定地域

- (1) 八女市今福及び室岡のそれぞれの一部
  - (2) 筑後市大字前津及び大字熊野のそれぞれの一部
- 上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

## 5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

## 6 縦覧の期間

平成27年7月28日から同年8月27日まで

---

**公告**

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

平成27年7月28日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ショウエイ環境  
筑後市大字西牟田6352番地1  
代表取締役 松崎 榮

## 2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等、がれき類の破碎施設  
一日当たり ガラスくず等 39.6t  
がれき類 53.6t

## 3 設置場所

筑後市大字前津字南長峯2112番9

## 4 指定地域

- (1) 八女市今福及び室岡のそれぞれの一部
  - (2) 筑後市大字前津及び大字熊野のそれぞれの一部
- 上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

## 5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課

## 6 縦覧の期間

平成27年7月28日から同年8月27日まで

---

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年7月28日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 落札に係る契約の名称

液体クロマトグラフタンデム質量分析装置賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成27年6月12日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡市博多区下呉服町1番1号

(2) 住所

日通商事株式会社福岡支店

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

27,851,040円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年5月1日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第637号の2**

行橋都市計画事業行橋駅西口地区土地区画整理事業の施行者である行橋市から、換地処分を完了した旨の届出が平成27年6月23日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成27年7月14日

福岡県知事 小 川 洋